

高齢の方へのサービスのご案内

区では、高齢の方が、いきいきと安心して暮らすことができるよう、各種サービスの充実に努めています。現在実施している高齢者福祉事業など、各種サービスの内容をご紹介します。

◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆ 介護が必要な方へのサービス ◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆

要介護・要支援と認定された方 介護保険では給付されないサービスについて、また介護保険だけでは量的に不足する方のために、区独自の各種サービスを実施しています。

介護保険給付の種類を補うサービス

サービスの種類と対象者	内容・費用負担など	問い合わせ先
紙おむつ等支給 要介護2以上の在宅および介護保険施設以外の入院(所)者で、常時寝たきりまたは認知症により、失禁状態にあり、おむつが必要な方	(1)紙おむつ支給(在宅の方) 4タイプ42種類から必要量を組み合わせて選択(1カ月4,000円以上7,000円以下) ◎費用負担は原則おむね1割です(低所得世帯に軽減措置あり)。 (2)おむつ代助成(病院などに入院(所)中で紙おむつの持ち込みができない方) 1カ月7,000円を限度	高齢者福祉課 高齢者サービス係 ☎(3546)5355
ふとん乾燥・丸洗いサービス 要介護2以上の常時寝たきりの在宅の方で、布団を干すことが困難な状況にある方	①または②のいずれかを選択 ①布団乾燥 毎月1回 ②水洗い年1回(5月)、丸洗い年1回(12月)、布団乾燥 5月・12月を除く月1回 ◎費用負担は原則1割です(低所得世帯に軽減措置あり)。	
理美容サービス 要介護2以上の常時寝たきりまたは認知症の在宅の方で、理容所・美容所へ出向くことが困難な方	理容師・美容師のご自宅へ出張サービス 年6枚を限度に利用券を交付 ◎費用負担は原則1割です(低所得世帯に軽減措置あり)。	
徘徊高齢者探索システム費用助成 認知症による徘徊のある方を在宅で介護している方	探索システム利用料の一部助成 ◎費用負担は申込金、月額基本料の1割です。	
一般寝台(高さ調節機能付)の貸与 住民税非課税世帯の方で要支援1・2、要介護1の立ち上がり困難な在宅の方	高さ調節ができる一般寝台の貸与費用の助成 貸与費用の上限額は月額3,000円 ◎費用負担は原則1割です(生活保護世帯は無料)。	
リフト付ハイヤー 寝たきりの方や歩行困難な方で日常車いすを利用している方	リフト付ハイヤー利用料(730円まで)の助成 原則 月4枚の利用券を交付	障害者福祉課 障害者福祉係 ☎(3546)5389
高齢者食事サービス 70歳以上または要支援・要介護認定を受けた65歳以上の方で、調理や買い物に困難な1人暮らし・日中独居・高齢者のみの世帯の方	安否確認を兼ねた昼食・夕食の配達 ◎費用負担は490~680円です(食事内容および配食業者により異なります)。	中央区社会福祉協議会 在宅福祉サービス部 ☎(3206)0603

介護保険給付の量を補うサービス

サービスの種類と対象者	内容・費用負担など	問い合わせ先
生活援助サービス(ホームヘルプサービス) 要支援・要介護と認定された1人暮らし・日中独居・高齢者のみの世帯などの方 ◎8月から要介護5の方のみ対象となります。	生活援助 週4回以内(ただし、介護保険を支給限度額まで使っていること) ◎費用負担は原則1割、2割または3割です。	介護保険課 事業者支援給付係 ☎(3546)5377
院内介助サービス(ホームヘルプサービス) 要支援・要介護と認定された1人暮らし・日中独居・高齢者のみの世帯などの方 ◎8月から原則要介護5の方のみ対象となります。	医療機関受診時の院内での待ち時間における付き添い 週4時間以内(ただし原則として、介護保険を支給限度額まで使っていること) ◎費用負担は原則30分152円、303円または454円です。	
在宅支援入浴サービス(訪問入浴サービス) 要介護2以上の常時寝たきりで、入浴が全介助の方 ◎8月から要介護5の方のみ対象となります。	巡回入浴車による入浴介助 介護保険と合わせて週1回を限度(ただし、介護保険を支給限度額まで使っていること) ◎費用負担は原則1割、2割または3割です。	
住宅設備改善給付 身体機能が低下しており、住宅設備の改善が特に必要な方	(1)浴槽・流し・洗面台などの取り換えおよび付帯工事 (2)便器の洋式化および付帯工事 (3)階段昇降機の設置(直線型・曲線型) ◎給付限度額および費用負担は種類によって異なります。	
緊急生活支援宿泊サービス(緊急ショートステイ) 介護者の急病・心身の著しい疲労や親族の葬儀などで緊急に介護が必要な方	原則1週間 ◎費用負担は1日につき、第5区分4,368円・第4区分3,294円・第3区分2,094円・第2区分1,834円・第1区分300円です。 ◎平成30年8月より第6区分5,442円が新設されます。 ◎世帯・入所する方の個人所得によって異なります。	
在宅療養支援訪問看護 医療保険・介護保険などの訪問看護を利用していない方 介護保険のケアプランに訪問看護が組み入れられていない方 病院退院時または外泊時に医療保険・介護保険などの訪問看護が利用できない方	療養上の相談・医療的ケアの指導など 1人につき2回まで ◎費用負担はありません。	介護保険課 地域支援係 ☎(3546)5379

在宅介護を支援するためのサービス

サービスの種類と対象者	内容・費用負担など	問い合わせ先
おとしより介護応援手当 要介護3以上の65歳以上の方で区に6カ月以上居住し、寝たきりまたは認知症の状態が3カ月以上継続している方(特別養護老人ホーム、介護老人保健施設などの入所者は除く)	区内の自宅で在宅介護を受けている方(医療機関に入院中の方を含む)に支給 月額20,000円(3カ月ごとに支給) ただし、重度心身障害者手当受給者は月額10,000円	高齢者福祉課 高齢者サービス係 ☎(3546)5355
介護者慰労 区に6カ月以上居住する、要介護2以上の寝たきりまたは認知症の方を在宅で常時介護している方	区内の自宅で家族を在宅介護している方に食事券、マッサージ券、旅行券を10,000円を単位として、合計30,000円を限度に年1回支給	

自立と認定された方 介護保険の対象とならない自立と認定された方にもさまざまなサービスがあります。

サービスの種類と対象者	内容・費用負担など	問い合わせ先
住宅設備改善給付 身体機能が低下しており、住宅設備の改善が特に必要な方	(1)手すり取り付け、段差解消、すべり防止床材への変更、引き戸への扉変更工事など (2)浴槽・流し・洗面台などの取り換えおよび付帯工事 (3)便器の洋式化および付帯工事 ◎給付限度額および費用負担は種類によって異なります。	介護保険課 事業者支援給付係 ☎(3546)5377

介護に関する相談 保健・福祉サービスの案内や介護の相談に応じます。

	相談窓口	電話番号	相談日	利用時間
介護保険や高齢者の福祉サービスの相談	おとしより相談コーナー(区役所4階介護保険課)	☎(3546)5379	月~金曜日	午前8時30分~午後5時
	京橋おとしより相談センター(リハポート明石等複合施設1階)	☎(3545)1107	月~土曜日	午前9時~午後6時
	日本橋おとしより相談センター(十思スクエア1階)	☎(3665)3547		
	人形町おとしより相談センター(日本橋医師会人形町ビル1階)	☎(5847)5580		
	月島おとしより相談センター(月島区民センター1階)	☎(3531)1005		
	勝どきおとしより相談センター(勝どきザ・リバーフロント1階)	☎(6228)2205		
保健福祉の相談	中央区保健所健康推進課予防係	☎(3541)5930	月~金曜日	午前8時30分~午後5時
	日本橋保健センター健康係	☎(3661)5071		
	月島保健センター健康係	☎(5560)0765		

凡例
お問い合わせ先
HP
ホームページアドレス
Eメール
メールアドレス

◆◆◆◆◆ 介護予防のサービス ◆◆◆◆◆

Table with 3 columns: サービスの種類と対象者, 内容・費用負担など, 問い合わせ先. Rows include: 予防訪問サービス(ホームヘルプサービス), 予防生活援助サービス, 予防通所サービス(デイサービス), はつらつ健康教室, 訪問健康づくり事業, ゆうゆう講座, さわやか健康教室.

凡例 問い合わせ(申込)先 HP ホームページアドレス Eメールアドレス

◆◆◆◆◆ 1人暮らしなどの高齢の方へのサービス ◆◆◆◆◆

Table with 3 columns: サービスの種類と対象者, 内容・費用負担など, 問い合わせ先. Rows include: 緊急通報システムの設置, 高齢者あんしんコール事業, ふとん乾燥サービス, 高齢者電話料金助成, 家具類転倒防止器具の取付, 高齢者暮らしの困りごとサポート, 入退院時サポート, 高齢者食事サービス, 友愛電話訪問, 養護老人ホームへの入所.

◎年齢の記載のないものは、原則として65歳以上の方が対象です。詳しくはお問い合わせください。

◆◆◆◆◆ 一般の高齢の方へのサービス ◆◆◆◆◆

Table with 3 columns: サービスの種類と対象者, 内容・費用負担など, 問い合わせ先. Rows include: 敬老大会, 敬老買物券, 敬老入浴事業, 補聴器購入費用助成, 歩行補助杖の給付, 虹のサービス(区民どうしのたすけあい家事サポート), 会食と交流事業[ほがらかサロン].